

## 研究成果公開促進助成制度 Q & A

Q 1. 補助上限額は10万円ですが、その金額内であれば何度でも申請できますか？

A 1. 1つの論文につき当該年度内10万円を上限に申請できます。また、同一人への補助額は、当該年度内10万円が上限です。累計申請額が10万円を超えた場合、そこで補助を打ち切りとします。

Q 2. 論文投稿料がたとえば15万円の場合、本制度による補助10万円と他の研究費からの5万円を合算して使用することは可能ですか？

A 2. 2つの研究費を「請求書払い」で合算使用することはできませんが、次の方法であれば可能です。15万円を2つの研究費で合算使用する場合、①ひとまず15万円全額を他の研究費（科研費以外）で支出し、後から15万円の一部を本制度で充当する。②ひとまずご自身で全額「立替え払い」をし、後から2つの研究費に振り分ける手続きをとる。

Q 3. すでに他の研究費で支出処理したものから本制度の補助金への振替をすることは可能ですか？

A 3. 科研費はできませんが、それを除けば、当該年度内の他研究費への処理に振替可能です。ただし、外部資金は資金元のルールがあるため、経費の担当者に事前にご相談ください。

Q 4. 国際会議等の発表に係る外国語校閲料の申請は可能ですか？

A 4. 発表に係る外国語校閲料の申請はできません。本制度の補助対象は、学会誌等の査読付き研究ジャーナル等への投稿・掲載に係る経費（論文の投稿料・審査料・掲載料、論文投稿のための外国語校閲料）のみです。

Q 5. 各種研究員が指導教員のIDを使用して学会誌等の研究ジャーナル等に投稿した場合、経費の請求書または領収書の宛名が指導教員名になることがあります。このような場合、どうすればよいでしょうか？

A 5. 申請時に、最終的な経費負担者（この場合、各種研究員）を確認できる書類等を提出してください。

Q 6. 当該年度最後の第4期募集時に、請求や支払いの書類準備が間に合わなかった場合や募集締切り後に支払いを行った場合、どのように申請すればよいですか？

A 6. 次年度（第1期募集時）に申請することができます。

Q 7. 投稿時点では、別の機関等に所属しているため申請資格はありませんが、掲載時点で本制度への申請資格を有することになる場合、たとえば3月に研究雑誌等への投稿・掲載に係る料金を支払い、4月から本学研究科研究員となった場合、本制度への申請は可能ですか？

A 7. 前の所属で投稿し支出が行われた場合でも、申請時に申請資格があれば申請できます。掲載される場合には、投稿者の所属に「関西学院大学」が入ることが必要です。

- Q 8. 指導教員と共著の論文を投稿しましたが、事情により投稿料の支払は指導教員が行いました。助成制度への申請者は大学院生である私ですが、助成金の振込先は指導教員とすることは可能でしょうか。
- A 8. 可能です。その場合、振込先（立替者）が申請者と異なる事情を申請書の「事務局への連絡事項」欄に記入してください。

以上